

平成29年9月定例会 経済委員会（付託）

平成29年9月26日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時36分）

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 台風18号に係る農林水産業被害状況等について（資料①）
- 外部団体への基金等の設置状況について（資料②）
- 平成29年度指定管理者の公募状況について（資料③）

小笠農林水産部長

この際、3点、御報告させていただきます。

まず、1点目は、台風18号に係る農林水産業被害状況等についてでございます。

お手元にお配りしております、資料1を御覧ください。

9月17日に、県内全域を暴風域に巻き込んだ台風18号による、9月25日現在の被害額は、総額で約8,000万円となっております。

その内訳といたしまして、まず、農業被害につきましては、農地・農業用施設で農業用ハウスの被覆資材破損や農地けいはん、農道、水路の崩壊など、55か所、約4,000万円、農作物でなすの果実のスレ、ブロッコリーの葉や茎の折れなど約3,100万円、合計といたしまして約7,100万円の被害となっております。

また、林業・水産業被害につきましては、林地の山腹崩壊が1か所、林道の路肩擁壁の損壊が1か所、水産関係の栈橋、施設の損壊が3か所で、合わせて5か所約900万円の被害となっております。

県といたしましては農業共済組合に対し、迅速な損害評価の実施や、共済金の早期支払を要請するとともに、農地や農道、林地の被害については、国の災害復旧事業や県単独事業を活用し、速やかに復旧作業に着手できるよう準備を進めてまいります。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、引き続き、詳細な被害状況の調査に努めるとともに、早期の農林水産業再開に向けしっかりと取り組んでまいります。

次に、2点目は、外部団体への基金等の設置状況についてでございます。

資料2を御覧ください。

県が外部団体に設置している基金及び基金に類するもので、平成28年度末時点で残高があるものについて、取りまとめを行っております。

このうち、農林水産部において所管する基金等につきましては、5ページから7ページにかけて、表の一番左側の番号15番から20番までの計6基金でございます。

5ページを御覧ください。

はじめに、15番、徳島県農協経営総合基金についてでございます。

当基金は、県下のJAグループが中心となり、農協の経営安定、信用力の向上を図り、もって組合員の経済的・社会的地位の向上に寄与することを目的に、徳島県農協経営総合基金規程に基づき、徳島県農業協同組合中央会に設置しております。

県では、毎年度、この基金を管理する中央会に3億円の貸付けを行っており、この貸付金から生じる運用益は、合併組合に対する支援や人材育成に活用されております。

続きまして、6ページ、16番、指定野菜価格安定対策事業から、7ページ、20番、養豚経営安定対策事業につきましては、法律若しくは国の制度設計等に基づき、全国一律の制度として運用されているものでございます。

6ページを御覧ください。

16番、指定野菜価格安定対策事業についてでございます。

当事業は、ダイコン、ニンジンなどの指定野菜に分類される野菜の価格低下による生産者への影響を緩和し消費者への安定供給を図るため、これらの価格が著しく低下した場合に生産者に補填金を交付するもので、野菜生産出荷安定法に基づき、毎年度、独立行政法人農畜産業振興機構に対し県負担分として、定められた金額を補助金として交付しております。

次に、17番、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業についてでございます。

当事業は、えだまめ、ブロッコリーなどの特定野菜に分類される野菜を対象に、先ほど御説明いたしました、16番の指定野菜価格安定対策事業とほぼ同様の仕組みで運用されており、毎年度、公益社団法人徳島県園芸振興資金協会に対し、県負担分として定められた金額を補助金として交付しております。

次に、18番、肉用子牛生産者補給金制度についてでございます。

当制度は、肉用子牛の価格が低落し保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し、補給金を交付するもので、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、毎年度、公益社団法人徳島県畜産協会に対し県負担分として、定められた金額を補助金として交付しております。

7ページを御覧ください。

19番、肉用牛肥育経営安定特別対策事業についてでございます。

当事業は、肉用牛経営の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産費との差額の8割を補填するもので、毎年度、公益社団法人徳島県畜産協会に対し、県負担分として、定められた金額を補助金として交付しております。

最後に、20番、養豚経営安定対策事業についてでございます。

当事業は、養豚経営者を対象に、先ほど御説明いたしました19番の肉用牛肥育経営安定特別対策事業とほぼ同様の仕組みで運用されており、毎年度、独立行政法人農畜産業振興機構に対し県負担分として、定められた金額を補助金として交付しております。

農林水産部所管の基金等につきましては、以上でございます。

続きまして、3点目は、平成29年度指定管理者の公募状況についてでございます。

お手元にお配りしております、資料3を御覧ください。

農林水産部におきましては、腕山放牧場、神山森林公園、高丸山千年の森の3施設につきまして、7月19日から県のホームページにおける募集概要の公表や募集要項等の配布を行うとともに、8月8日から18日の期間において、施設ごとに現地説明会を開催してまい

りました。

去る9月19日をもって、申請の受付を終了し、応募等の状況といたしましては、各施設それぞれ1団体から申請を受け付けております。

今後、提出された事業計画書等の申請書類に基づき、指定管理候補者選定委員会において審査を頂いた上、施設ごとに指定管理候補者を選定し、12月議会にお諮りしたいと考えております。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岩佐委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

岩丸委員

部長から、外部団体への基金等の設置状況についてということで御説明を頂きました。ちょっとなかなか分かりづらいというところがございますので、この内容についてもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

この農林水産部関係では、15番の徳島県農協経営総合基金から20番までの6基金があるということがございますが、こうした外部に設けられた基金については、代表質問でも、今回県としては、その必要性はもとより使い方が不透明でないということをしかりと説明する必要があるということで、今日は御説明を頂いたということでございますが、まずは、15番目の徳島県農業協同組合中央会に設置されている徳島県農協経営総合基金についてお伺いします。

まず、この基金を管理する徳島県農業協同組合中央会に対して、県から毎年3億円を貸し付けているというような説明がございましたが、この貸付金の開始の時期とか資金の流れ、また貸付利率みたいなことについて御説明いただいたらと思います。

佐々木農林水産政策課長

ただいま基金についての御質問を頂きました。当基金につきましては、昭和56年度に要請されまして、県も昭和56年度から平成元年度にかけて5,000万円を出資するとともに、昭和61年度から平成6年度までは2億円。平成7年度からは3億円を無利子で貸付けしております。なお、この貸付金につきましては、毎年度当初に貸付けを行い、年度末に一括返済を受けているところでございます。

岩丸委員

毎年度無利子の貸付けを行っているというようなことでありますが、この横にあります平成28年度末の基金等の残高というところでは、42億6,600万円余りということになっておりますが、この基金と県からの貸付金の運用益っていうのは、それぞれ、どれぐらいの金額になってますか。

佐々木農林水産政策課長

この基金につきましては、県が5,000万円、JAグループが41億5,000万円をそれぞれ出資しております、出資金の合計は42億円ということになってございます。

先ほど委員のほうからお話がありましたが、平成28年度末の基金残高につきましては、これまでの運用益の執行残額を加えました42億6,595万4,000円となっておりますところでございます。

この基金等、県からの貸付金3億円は、いずれも県信用農業協同組合連合会の預金で、平成28年度の利回りは0.36%ということで運用しております、運用益は基金本体が1,507万5,813円、県からの貸付金の分3億円に相当する分が107万6,844円で、合計としては1,615万2,667円となっておりますところでございます。

岩丸委員

ぱっと言われたんで、ちょっと控えづらい話なんですけど、いずれにしてもこのJAグループでは、この運用益というのを具体的にどんな事業に充てているのかっていうことを教えていただけたらと思います。

佐々木農林水産政策課長

当基金の主な目的としましては、大きく2点ございまして、1点目が組合合併を行う場合の助成、2点目としましては、合併を見据えた組合経営の高度化を担う幹部でありますとか専門人材の育成に対する助成ということで、運用益を活用しまして主に二つの事業を実施しておりますところでございます。

まず、組合合併の助成としましては、合併費に組合間の財務格差があればそれを是正するために、組合の引継ぎ欠損金の補填などを行っているところでございます。

平成24年度から平成26年度まではJA鳴門市、平成27年度はJA大津松茂に対して助成したところでございます。

次に、人材育成に関する助成としましては、組合員に営農指導などを行う営農指導員や、販売事業等に関わる職員を対象としまして、産地振興計画が立てられる企画力を身につけるため、座学でありますとか、現場での営農指導方法等の練習会の開催、東京近郊での現場派遣型の研修、また、毒物・劇物取扱者の資格取得に向けた研修などに対する支援を行っているところでございます。

岩丸委員

今、運用益について具体的な御説明を頂いたんですが、いわゆる合併に向けての財務格差の解消などにも活用ということで、特に去年は営農指導員等の育成にも充てられたとお聞きしたところであります。間もなく県域統合JAの発足に向けて研究会を立ち上げたりということで、いろいろ教育が行われているようですが、いざ、合併が実現ということになってきたら、その財務調整とか収縮化、施設の統廃合ということでいろいろと資金が必要なんだろうと、また、それに向けた人材育成というようなことも、非常に重要なポイントでないかなということで、確かにそういった事業の必要性というのは、感じられたとこ

ろでございます。

それでは次に、この運用益の具体的な使い道については、誰がどのように決めておられるのか御説明いただけたらと思います。

佐々木農林水産政策課長

基金の管理運営を行っておりますJAの中央会におきましては、事業の円滑な運営を図るため、基金運営委員会要領を定めまして、各地区の農業運営協議会及び各連合会の代表者14名と県からの2名、計16名で構成します基金運営委員会を設置しております。基金の管理運営はもとより、運用益の具体的な用途を定める事業計画でありますとか、事業の実績の審議、承認を行っておるところでございます。

基本的にはJAグループ関係者が多数占める運営委員会におきまして、自らが実施する事業等について決定しているところでございます。当委員会には県職員2名が参加し、事業が適切に執行されているかどうか等のチェックを行っておるところで、適正な運営体制が確保されておるものと考えておるところでございます。

岩丸委員

この用途については、JAグループが中心ということではありますが、県からも2名職員が配置されておるといように報告がなされました。事業執行の透明性についても、しっかりと確認されているというふうに思いますが、いずれにしても県として唯一のこの財政的な合併支援策であるということでもございますし、是非今後ともしっかりとチェックしていただきたい、ほかの県民の皆さんから疑念を抱かれることのないように、引き続きしっかりとお願いしたいと思います。

それから、16番から20番の五つの基金についてですが、これはいずれも法令に基づいての全国一律の制度として運用されているということでもございましたので、野菜関係が16番、17番、畜産関係が、18番、19番、20番というふうに分かれているようになっておるんですけれども、まずこれらの基金について、県の負担額は国の制度設計どおりに支出されているのでしょうか。

新居農林水産部次長

まず、野菜の指定野菜価格安定対策事業と特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、この二つについては、国の制度設計どおりに支出しております。県独自の上乘せ制度はございません。

栗田畜産振興課長

18番から20番までの畜産関係の事業でございますが、まず、肉用子牛生産者補給金制度につきましては、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業、養豚経営安定対策事業につきましては、国の要項と国の制度設計に基づいて決められており、また、それに基づいて支出をしているところでございます。

岩丸委員

国の制度設計どおりというようなことでございますが、県以外にどんな機関が、また、どんな割合で資金を負担しているというようなことを御説明いただいたらと思いますが。

新居農林水産部次長

野菜の2事業の資金につきましては、国、県、生産者が負担をしております、負担割合につきましては、指定野菜の事業については、国が60%、県が20%、生産者が20%でございます。特定野菜事業につきましては、国、県、生産者それぞれ3分の1ずつの負担割合でございます。

栗田畜産振興課長

畜産関係事業の負担割合について御説明させていただきます。肉用子牛生産者補給金制度につきましては、国が2分の1、生産者が4分の1、県が4分の1の負担割合で基金造成をいたしております。また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業につきましては、国が4分の3、生産者が4分の1の負担割合となっております。ただ、この生産者負担につきましては、経営安定や生産者の負担軽減の観点で、県から生産者の負担分の10分の1、全体からみまして2.5%以内の額につきまして助成をして基金を造成している状況でございます。また、養豚経営安定対策事業につきましては、国2分の1、生産者2分の1の負担割合となっておりますが、生産者負担に対しまして、同じく負担軽減の観点から、県から生産者負担分の4分の1。つまり全体から申しますと12.5%以内の額で基金を造成する状況でございます。

岩丸委員

よく分かりました。生産者等も応分の負担をされておるといふようなことで、国の制度設計に基づいて県費は生産者の負担軽減のために実施されているということなのですが、徳島県では、どの程度の生産者の方々がこうした制度を利用されているのでしょうか。

新居農林水産部次長

野菜2事業でございます。実は補填金は、全農とかJAを經由いたしまして支払われております。ですので、何軒の農家にいったかというのは私どもは把握していないんですけども、県内の野菜出荷量の約50%が本事業の対象ということで、かなりの方に使っているというふうに考えております。

栗田畜産振興課長

畜産関係の事業について御説明申し上げます。肉用子牛生産者補給金制度につきましては、県内の86戸の農家が加入をいたしております。また、肉用牛肥育経営安定特別対策事業につきましては、100戸の農家の方々が加入しております。養豚経営安定対策事業につきましては、県内全体では25戸の養豚農家がございますが、そのうちの18戸の農家の方々が加入されている状況でございます。

岩丸委員

この平成28年度に生産者の方々が受け取った補填金の額っていうのは、どの程度だったんでしょうか。

新居農林水産部次長

まず指定野菜事業については1億6,918万円でございます。主な品目としては、春夏ニンジンでありますとか、夏秋ナス、冬レタスといったところでございます。

特定野菜事業につきましては1,506万円でございます。主なものといたしましては、トマト、ミニトマトでございます。

栗田畜産振興課長

肉用子牛生産者補給金制度及び養豚経営安定対策事業につきましては、現在子牛及び豚の取引価格が高いことがございまして、平成28年度は補給金、補填金の交付はございませんでした。肉用牛経営安定特別対策事業につきましては、平成28年度は、延べ200戸の農家に9,384万3,000円の補填実績がございました。

岩丸委員

多くの生産者の方が、経営安定を図るために、この制度を利用されているということで、この事業も必要なのということがよく分かったわけなんですけれども、最初の収益が悪化したとか、子牛の価格が低迷したとか、野菜の価格低下によるような場合に、県からの基金の補助金が交付されるということなんでしょうけれども、もし、価格等々が下がらなかったような場合の交付はどういうふうになるんでしょうか。

新居農林水産部次長

この県の補助金額の算定方式でございますけれども、前年度の補填金交付金額のうち県負担分と本年度の申込数量の増減の有無によって決定するわけでございます。ですので、これまでなかったんですが、仮に前年度の補填金の交付額がゼロ円で、今年度の申込数量がゼロだった場合は交付はしないということになっております。

栗田畜産振興課長

畜産関係について御説明申し上げます。畜産関係の三つの事業の生産者に対しましての補給金、補填金の給付につきましては、原則、四半期ごとに全国の平均生産コストと平均粗収益を計算いたします。それに基づき差額が発生している場合に当該時期の畜種につきまして、補填金、補給金を交付するというふうな積算になっております。

岩丸委員

今、御説明いただいたわけでありまして、ちょっとすぐに深く理解というところまでやうしないところがあるんですけれども、いずれにしても、生産者の方々の経営安定というために、更なる制度の周知に努めていただきながら、しっかりとこういった外部に設けられた、議会のチェックの及ばないような基金については、今後とも必要性や妥当性、また使い方の指定方法が不透明でないかどうか等々、責任を持って県のほうでチェックをして

いただきたいです。全体的に見ましたら、この特に野菜とか畜産につきましては、国の法律とか、国の制度設計に基づくというようなこともあって、事業実施の透明性等も、問題ないのかなあというふうにも思えますが、今後ともしっかりとチェックしていただいて透明性の確保をよろしくお願いしたいと思います。

高井委員

私は長池委員にならって、質問を2項目させていただこうと思ったりまして、地籍調査の件と、あとターンテーブルについてです。

ただその前に、今、話のあった基金の件で、ちょっと確認したいこととお聞きしたいことがあります。例えば、生産者に補填金が支払われます。その支払われた生産者側が、例えば何か問題を起こした場合とか、脱税だったり倒産であったりした場合に対して、ペナルティであったり、何か戻してもらおうであったりする仕組みってあるんでしょうか。分かる範囲で教えていただきたいと思います。

新居農林水産部次長

まずは、野菜のほうでございますけれども、支給するその過程においての不正がなければ、原則ないというふうに理解しております。

栗田畜産振興課長

畜産関係の事業でございますが、詳細の部分はちょっと今手元にはございませんので、今時点でお答えできないところもございますが、大まかな話といたしまして、もし、生産者の方に何らかの、今おっしゃられましたような問題が発覚したような場合、国の要綱上におきましては補給金を停止する措置というのがございますので、そのあたりは生産者のそういった状況に鑑みまして慎重にそして冷静に、そして補給金が交付できるのかどうかを判断いたしまして適正に対応したいと考えておるところでございます。

高井委員

先ほど新居次長からお話があったように、支給の過程で何かあった場合は分かった段階で停止するとか、もし渡していれば返還しなさいということになるのですね。分かりました。ただ、よく調べていただきたいと思うんですけど、恐らくそれぞれの団体がしっかり精査して、またもらった相手先にも、瑕疵があるかどうかそれぞれの基金の主体である造成法人等がきちんとやっているんだろうというふうに思います。ただ万が一、もらった相手先に後から何か詐欺に関与してたとか、大きな脱税があったとか、そういう場合には、恐らく基金ごとにルールが違うかもしれませんが、何らかのルールはある基金もあるのではないかと思いますし、そういうルールはまだ考えてなかったという基金もあるかもしれません。まず、いろいろと精査してまた教えていただきたいと思います。基金の件はここで終わります。

地籍調査の件でちょっとお聞きしたいと思っております。実は昨今、所有者不明の土地、農地、林なども増えているということが大きなニュースになっております。その所有者不明の土地の背景には相続の未登記であったりすることが背景にあるというふうに言われて

ますが、その状態が続き、多くなればなるほど今度は道路のいろいろ改修であったり、土地取得、農地取得の交渉であったり、いろんな災害復旧の段階でも、その相続登記の土地の権利移転とかで大変手間が掛かって、なかなかうまく進まないということが大きな問題になってきているというふうに言われています。いろいろ県のほうも農林水産部なんで農地と、林地、山地が主になってくると思いますが、山間部中心に相続未了の土地が増加していて、古い年代の土地は特に情報が不完全であって、なかなか掌握できない場合に、林地や農地の集積であってもなかなか進まないということもあると思いますので、地籍調査に、市町村が主体ですけれども、県も協力して取り組んでいただいていると思います。今のところの進捗状況を教えていただければと思います。

國安農山漁村振興課長

今、高井委員のほうから、地籍調査の進捗状況についての御質問を頂きました。先ほど委員からお話がありましたように、地籍調査は、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査しまして、境界の位置や面積を測量する調査でございます。各公共事業の計画の策定とか、用地買収の円滑化及び災害復旧の効率化など、土地に関するあらゆる施策の基本資料となる、極めて重要な事業と考えているところでございます。

本県の地籍調査につきましては、昭和28年に阿南市で着手をしたのを皮切りに、平成25年度に美波町が着手したことから、現在、県内24市町村で着手しておりまして、着手率は100%となっております。県では地籍調査事業を促進するため、南海トラフ巨大地震をはじめとしました大規模災害に備えまして、津波浸水被害関連、それと、中央構造線直下地震関連、更に山地災害関連の三つの地区を、防災減災対策関連エリアとして、現在重点的に推進しているところでございます。また、地籍調査の推進のために、平成20年度から約3億2,000万円ありました予算を、平成21年度からは約2倍に当たります6億4,400万円に、更に平成26年度からは3倍強となります10億円を確保しまして、現在事業を進めているところでございます。現在の徳島県の進捗率につきましては、35.8%となっているところでございます。

高井委員

予算を聞いても分かるとおりに、随分と努力をしていただいていると思いますし、危機感を持ってできるだけ早く地籍調査を進めようということなんだろうと思います。基本的には市町村別に大体地籍調査の進捗率って出てるんですよ。県全体として今おっしゃった総合して35%。半分行ってないという状況ですので、これからも是非、市町村と協力をしながら進めていただきたいと思います。時間がたてばたつほど、その地方から出ていって都市部に住んでる方のことを探して調査をしたり、そこにいた古くからの土地の状況を知っている方々が高齢化してきて、聞けなくなったりする状況が、どんどん山間部では進んでいく可能性は高いと思いますので、できるだけ早いうちに積極的に取り組んでいただきたいと思います。というのも、林業に県も力を入れていただいております。私ども三好市も非常に一緒に頑張っているところなんです。この林業の土地で、所有者が分からない場合ってなかなか進まないことがあるのと同時に、やっぱり公的管理に移してほしいとか、誰かに受託管理をしてほしいという場合にも、なかなか、こうした土地の所有者がしっか

り分かっていて、できるという状態を早く作っていかねばならないと思いますので、特に山間部、非常に難しいと思いますが、引き続き予算もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それとともに林業の問題で、やっぱり急傾斜地とか、条件不利地っていうのはなかなかその森林の伐採や間伐も進めにくいというふうに思います。主伐をしっかりして、輸出であたり木を売り出そうという状況の中で、恐らく道から近かったり、路網が整備されているところは、伐採しやすく搬出もしやすいので、随分やりやすいんだろーと思います。急傾斜であったり、林道から大分離れているという土地の伐採には非常に労力が掛かるし、手間も掛かるということです。なかなか進みにくい状況があるんでないかと思えます。そういうところに、愛媛県などでは、傾斜的に補助をするシステムなどを取っておりますので、こうしたことも検討していく必要があるのではないかと思います。この点いかがでしょうか。

伊賀上新次元プロジェクト推進室長

委員お話しのとおり、愛媛県では平成29年度の新規事業といたしまして、急傾斜や林道から遠く離れている、条件が不利な森林で行う主伐に対しまして、伐採後の植栽を条件に、木材生産の一部を助成する事業を創設したと聞いております。

本県におきましては、平成27年度から10年後の県産材生産量を現状の2倍となる60万立方メートルにまで引き上げる戦略目標を掲げました、新次元林業プロジェクトを推進しております。主伐を進める対策を強化しております。主伐対策におきましては、平成27年度の新次元林業プロジェクトの開始に合わせまして、主に急傾斜や奥地などの条件不利な森林で使用されます架線集材装置の架設費用や、作業道の整備費用などの一部を支援する事業を実施しているところでございます。今後もこの事業を活用いたしまして、主伐を推進いたしまして、プロジェクトの目標達成に向けて県産材の増産に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

高井委員

林業の事業者の方々や森林組合等も、非常に低コスト化に向けて、一生懸命頑張ってもらってるし、いろいろと努力をしていただいていると思いますので、杉本委員が、目の前におられますが、本当に頑張っておられると思います。徳島県内、いい木がたくさんあるわけですから、そうした形で、条件の悪い地域もしっかり間伐をできるように、いろいろな形の支援を、特に財政面での支援をしていただいて、地域資源の有効利用につなげていくということに引き続き頑張ってお取り組んでいただきたいと思います。

それに加えて、代表質問でも申し上げましたけど、切ったらその次に植えるというサイクルが非常に大事だと思います。はげ山になってしまったらいけませんし、一本植えてからまた次育てるまで時間がかかるので、やっぱり条件の悪い土地に対しても、特に広葉樹などを植えるようなことに対しても、できたら財政面での支援とかやっぱり進めていけば、全体的に大きな山を利用するサイクルができてくると思いますので、そうしたことも併せて検討お願いしたいというふうに思います。

次にターンテーブルの件に移りたいと思います。いよいよ、6月議会でもお話が出てお

りましたがターンテーブルの整備事業について、12月しゅん工で来年1月のオープンに向けて準備態勢が整ってきているというお話がございました。ちょっとおさらい的に教えていただきたいんですが、私は議員になってから2年半ぐらいですので、もともとターンテーブルを作ろうという検討を開始したのはいつ頃からで、事業内容が明らかにされたのはいつであるのか。今までかけてきた予算などについて、細かに説明をしていただければ有り難いと思います。

新居農林水産部次長

高井委員からターンテーブルの経緯についての御質問を頂きました。まず設立するための経緯でございますけれども、平成26年度に前のとくしまブランド戦略の中で、例えば若手の業者であるとか、市場関係者、消費者、そういった方々から、いろんな意見を聞き取り調査しております。また、ブランド戦略会議や若者クリエイト部会等からも県の様々な意見を頂いたところでございます。その中で特に、県産品や生産者のライフスタイルがかっこいいものだという事で、アピールしてはどうかということが一つありました。

もう一つは首都圏では県産品だけでなく、徳島県自体の認知度が低いので、その発信力の強化が必要でないかといった声がありました。平成27年時点のとくしまブランド戦略でございますけれども、この中で、首都圏での拠点として、vs東京とくしまブランドギャラリーというものの開設を盛り込んだわけでございます。

それで、その中身をどういうものにしていくかという過程でございますけれども、庁内にタスクフォースを設けまして、各課からこういったものを作ったらいいのかという意見を聴取しながら、一方で事前調査事業を行いまして、どこに設置したらいいのか、どういう運営形態にしたらいいのか、それから採算性はどういうふうにしたらいいのか、事業調査も実施したところでございまして、そういったところを受け、平成28年3月に基本構想を定めました。そして平成28年度当初予算に予算を頂きまして、建設をスタートしたところでございます。

これまでの予算の執行状況でございますけれども、まず施設の改修費が全体で2億3,250万円でございます。物件探索費とかその他、関係法令の対応準備とかも全部含んでおりますけれども、まず平成28年度に2,800万円の支出をいたしました。これは主に設計、物件探索費といったところでございます。今年度当初予算で頂いておりますのが2億450万円でございます。これは正に施設を改修する費用でございます。

高井委員

御説明いただいたとおり、かなり県にとっては大きなプロジェクトで、期待のプロジェクトでもあろうかと思っております。経緯は理解できましたが、もう一つ教えていただきたいと思いますが、予定どおり今進んでいるということで、平成28年6月に委託契約も締結されたということで、3月には賃貸借契約も完了しているということですよ。で、平成29年7月の許認可を申請を受けて着工して完了ということで、今度、記念イベントもするという流れの中で、こうした予算が着実に執行されているんだろうと思っておりますが、この見通しの議論の中に採算性のこともおっしゃってございました。それで、このビジネスモデルとして、運営委託を業者さんにオープンした後は任せるといってございまして、次の段

階ではしゅん工したら転貸借契約を締結するということになりませんが、その採算性もどういう形にするのかという議論も、その当初の議論の中でほぼ固まって、先般おっしゃっていた、家賃として大家さんに5,000万円払って、D I Y工務店から県に2,000万円支払う、要するに年間3,000万円ずつ県の支出としてかかっていくような形になるということですが、そうしたことも含めて、どこら辺の段階で議論が進んでいたのか。

いろいろ詳細は、12月以降の転貸借契約を締結するという事の中できっちり決めていくことになるんだろうと思いますが、オープンにされている情報として、ここまで申し上げたようなことが決まっているわけですが、そうしたこともどこら辺の段階から議論が進んで、こうしたビジネスモデルで行こうという決定は、いつ頃なされたのか教えていただけたらと思います。

新居農林水産部次長

現在のスキームの決定がいつされたのかということでございます。

まず家賃5,000万円までが適切だろうと決定したのが、平成27年度の基本構想の中でございます。改修した施設を業者に貸し付けて、家賃をもらいながら運営してもらおうというのも、この時期でございます。2,000万円の家賃を頂くというのを決定したのは、平成28年度にこの事業に着手したときにコンペをやりまして、複数の事業者が手を挙げていただいたわけなんですけど、その中の提案として家賃は幾ら払っていただけますかということも提案していただいたわけでございます。それで、今回D I Y工務店のコンソーシアムが通ったわけでございますけれども、その業者からは2,000万円の家賃を払いますという提案があったわけございまして、その提案を採用した時点でその2,000万円っていうことでございます。

それで、大変申し訳ないんですが、私、予算のときに、家賃のことを言い忘れまして、大変申し訳ございません。平成28年度にまず敷金として、5,000万円の支出がございまして、今年度に入りまして家賃として、4,915万8,800円、年間、大体5,000万円の家賃を払っていくということでございます。

高井委員

このターンテーブルを使って、基本構想で考えたとおりの効果が発揮できるように向かえばいいなと私も思います。オリンピックまでは間違いなく需要は非常に高いだろうと思いますし、世界中から人が集まってくるのは間違いないだろうと思います。それ以後も県として運営をしっかりしていくというか、長い目で見て徳島県の農産物のブランドを全国に売り出していく、世界に売り出していく拠点として、ここを設けるんであるだろうと思いますし、徳島県自体をブランドとして売り出すための拠点として、ここを使っていくんだろうと思いますが、このビジネスモデルが成功していくのかどうか非常に心配をしております。

つまり、たくさん売れても売れなくても、この運営業者さんが赤字になっても責任を持つんであるだろうと思いますし、逆にもうかつたらもうかつたで、運営業者さんのもうけになるんだろうと思います。県はあくまでも、今話があったように差引き3,000万円を毎年家賃として払っていくということになるんですが、長い目で見てこれを続けて発信していけ

るように戦略を立てていかなければならないので、この12月の転貸借契約の中身っていうのが非常に大事になってくるだろうと思います。

当然、相手方があることで、今この段階で細やかに明らかににはできないとは思いますが、今の答えられる範囲で結構でございますので、ある程度目指すところ、こうした方向でお願いしていこうという中身が言えれば教えてください。つまり県産品をたくさん使ってもらおうというのが主眼にあるわけですが、例えば、何%は県産品を使ってくれとか、運営業者側の様々な採算性などいろんな思いもあるでしょうし、なかなか契約の段階でどこまで交渉できるのか分からないですけれども、県産品の使用であったり、先々にその契約が、5年契約ということでもありますから、5年たったときの、様々な見直しとかに対して何かの制限を設けたりするのか、今のところで言える範囲でお答えいただければと思います。

新居農林水産部次長

御指摘のとおり貸付けという形でございますので、管理委託とかも指定管理と違った形態だということで、逆に貸付け条件の中で、どれだけ縛りを入れていけるか、縛りと申しますか、どれだけ徳島県のためになっていくことをお互いに約束できるかというところがございます。これまで岡田委員からもそういうお話を頂きましたけれども、高井委員おっしゃるとおり交渉しているところでございます。私ども今考えておるのは、数字的な縛りっていうのはある程度は設けようとは思っております。ただ、例えば県産品を何%以上使ってくださいとかいう話になりますと、これは季節ものもございますし、なかなか難しいところでございます。私どもは、この施設で幾ら売るというよりは、この施設を使って、例えばなると金時がもっと首都圏でブランド化していくのか、春ニンジンブランド化していくのか、そういうところに主眼を置いているわけございまして、どういうテーマ性を持って、それをアピールしてもらえるのか、契約先とどういうふうに訴えるかというところを、今詰めておるところでございます。

それで、当然収支のほうも黒字が出るかもしれない、赤字になるかもしれないといったところがございますけれども、黒字については何らかの還元をしてもらえないかという話はしておるんですが、なかなか難しいことがございます。だから、そういうのも含めて、恐らく11月議会では、概略についてはお話しできるのかと考えておるところでございます。

高井委員

しっかりやっていただきたいと思います。今オリンピック市場を狙って、もう全国どの都道府県も恐らく東京へ、自分の地元のを売り出そうとしのぎを削って戦いを業者さん含め展開しているんだらうと思いますので、勝ち残っていくというのは、厳しいと思います。グローバルな企業同士の戦いの中で、徳島県のために、採算が取れるように、この拠点を使って頑張っていただけ企業の方にもしっかりと協力をしながら、いいものを提供していくというためにも、後押しも必要だろうと思います。県議会としても、私どもとしても、予算をしっかりと承認をしたわけですので、共に責任が生じてきているというふうに思いますので、応援するべく頑張っていきたいと思いますが、非常にこの先のことを考えると心配な要素もありますので、そこら辺はビジネス感覚をお持ちの方と、しっか

り計画を立てながら、条件設定についても細やかに可能な範囲で、徳島県にメリットがあるように進めていっていただきたいと思います。何せ3億円近い予算を費やして、ここまでやってきた事業でありますので、どうぞまた11月議会での報告を待ってはおりますが、様々な形での宣伝なども、これからいよいよオープンした暁には取り組んでいかなければならないと思いますので、できるだけ最小限の予算で、最大の効果を発することができるように、引き続き応援していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岡田委員

今議会で同じ会派の中山議員がおっしゃってました、水産業の法人化という話なんですけれども、肅々と進められていくんかとは思いますが、まず、法人化することについての県の普及といいますか、JFさんをはじめいろんなところで取組をされていると思うんですけれども、現状としてどれくらい法人化ということに関心があるのかということ、どれくらい進んでいるのかということの現状を教えてくださいませんか。

吉田水産振興課長

岡田委員から漁業法人について御質問を頂きました。まず県内の漁業法人の数でございますけれども、直近のセンサスによりますと36経営体ございます。参考に、その主な漁業種類を見ますとブリ類の養殖が10経営体、クルマエビの養殖が1経営体、それから小型底びきが4経営体、船びき網が7経営体、それから採貝採藻が4経営体、近海まぐろはえなわが4経営体、その他はえなわが5経営体、大型定置網が1経営体の全部で36経営体でございます。

もう一つ御質問いただきました、漁業の法人化につきましてなぜ推進するのかという県のスタンスでございますけれども、そこにつきましては燃料、漁具等のコストの問題や魚価の低迷など、漁業の環境が厳しい中で、零細な漁家ではなかなか操業に必要な設備の更新もままならなくなっているような状況がございまして、持続的な漁業経営のためには経営の合理化と体質強化が急務になっている現状がございまして、やはり個人経営体から法人化することによって税制面でのメリットがございまして、経営の安定性が期待されるということもございまして、また協業化による法人化の場合におきましては設備投資でありますとか、雇用の面でのメリットが大きいと考えておりますので、そこを進めていきたいということと、あとは漁業法人の設立によって今取り組んでおります新規就業者の受皿にという期待もございまして、是非進めていきたいと考えております。

岡田委員

ありがとうございます。今お話ししていただいたように、多分一番高齢化が進んでいるのが漁業の従事者であって、そしてまた特色としては個人一人一人が自分の船を持ってされている方がほとんどかと思っております。今お話しいただいた経営体が36経営体あるということですが、ここの養殖であればある程度大規模化されて、ある程度の安定と労働力の確保ができるような経営体としてされているという話なので、今までの従来の漁師の形態と全然違う形態の運営の仕方があるということについて、例えば説明会とか実際にそんなあるんえと聞きに行ったら誰が説明してくれるとか、そういうふうな実際に希望する

漁師さんたち、また漁師さん個人の組んだ方たちの説明というか紹介。こういうことがあるからこういう法人化というのも経費もちゃんと出せるし、会社なので個人それぞれ所得の割り振りというのもちゃんとあるから、自分たちの出来高で自分たちのもうけになるというのではなくて、ちゃんと生活の目途が立てられますよというようなことにつながって、若い人たちも参入しやすい環境が整うかと思うんですが、そういうふうな説明というか、今お話ししてくださったようなメリット、デメリットについて聞きに行く場所はどこかにあるんですか。

吉田水産振興課長

漁業の法人化について相談する場所という御質問でしたけれども、今年度事業で漁業法人化推進事業というのを考えておりました、愛媛大学の漁業経営の専門家の先生に本県に来ていただいて、バッチ網とわかめ養殖について現場で漁業者の方からヒアリング等させていただいて、まずは漁業経営モデル、法人経営モデルというのを作ります。そして委員おっしゃっていただいたような法人化によるメリットを含めまして、漁業者の方にまずは今の経営状況からしたら法人化したらどれだけのメリットが出てくるのかというところを、実際に御説明を申し上げる講習会でありますとか、個別相談の機会を設けようと思っております。まずは経営モデルを作成して、講習会と個別相談をさせていただいて、法人化に向けた機運の醸成を図りたいと考えているところでございます。

岡田委員

是非モデルを作ってください。でも今言うてた、そのわかめの養殖とバッチ網でしたら、その沿岸漁業の職種としては非常に偏っていると思うんです。今回はモデルをある程度作るという方向性のようなんですけれども、やっぱりその一つの問題は、それぞれの漁場で、それぞれの漁法で、それぞれの船で、それぞれの経費をかけて、それぞれの漁師さんがやられているというところが、なかなか集団としてまとまりにくい業種であると思います。やっぱりそのあたり、今回のモデルを全部の漁に適用できるかというところ、そうではない可能性もありますので、ある程度想定するに当たっては、わかめの養殖がアワビもサザエもいけるのかというたら、ある程度ふくらませながらこの形態でこの養殖っていうのがいけるのかということも見据えながら、是非法人化に向けて考えていただければと思います。

ただ、情報提供がされてないと思います。だから農業法人よりも漁業法人っていうことのほうが余り聞き慣れない。漁業組合という形でも取組はされてますけど、個人個人が法人化して、企業体になっていくということが、県内では、皆さん余り聞き慣れていなかったもので、そのあたりの情報提供をしていただいて、そういう取組として後継者の確保ができるよ、今ある船が、高齢で廃業するときに取りやめなあかんのかではなく、それじゃ法人のところに持っていったら幾らかで買い取ってくれて継続してもらえよというように、実はそれを私はしてほしいと思うんです。継承していけるような仕組みづくりというのも、漁師さんもいろんな機械があったり、いろんな道具があったり、当然船の資産がありますので、その分が資産価値として継続できていけるという仕組みも是非考えてもらって、その上での法人化というのであれば非常に意義があるかなと思うし、若い人の参入、先ほ

ども言いましたけれども、若い人がお給料もらえるんだったら、行ってもええでというような話になろうかと思うので、是非、進められることっていうのを前提に取組を慎重に行ってもらいたいなというのをお願いしたいと思います。

ただ、海なのでその海域を分からない人たちが、今回もアカデミーで何人かが皆さん勉強されていますけど、海の潮の流れ、そしてまたその特徴、それぞれの部分が分からずして、なかなか法人で人を雇うというときの難しさもあろうかと思うので、労働される方への教育という部分も含めて、それも企業体の中でちゃんと仕組みも併せてできるような法人化という取組を、是非していただきたいなと思うので、いかがでしょうか。

吉田水産振興課長

委員からお話しいただきましたとおり、なかなか漁業法人という言葉自身もまだ県民の間にも浸透しておりませんし、これからの課題ということもございます。それから、途中言っていましたけれども、辞められる方の中古の船であるとか漁具につきましては、法人化とは直接関係ございませんけれども、今年度、データベースというか、どこにどういうふうな中古の漁具とか漁船があるかというのを、新しくアカデミーで卒業される方にも情報提供して、新しく入ってこられる方は資本的なところで苦しいところもございますので、できるだけコストを下げた形で、今回のアカデミーの研修生は独立自営の志向の方が非常に多くございますので、そういった方におつなぎできるようなことも考えております。もちろんおっしゃっていただいたように、法人化することによってその受皿もできてきますので、そこはまだまだ不十分なところもございますけれども、しっかり頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

岡田委員

是非、徳島の貴重な産業でありますので、見守っていけるように、継承、継続していけるように取組をお願いしたいと思います。

それともう一つ、阿波ふうどについてなんですけど、この間から、新鮮なつくしま号のディスプレイが全部阿波ふうどに変わってて、藍色がそれこそ徳島県の色という話もありましたけども、阿波ふうどのロゴが立ってのぼりも立っているのをインターネットで見たんですけども、その阿波ふうどの現在の状況、名前としてはよく出てきますし、いろいろな過程があって作られた総合商社っていう話なんですけども、現状はどのような展開をされているのかっていうことについて教えてください。

新居農林水産部次長

岡田委員から地域商社阿波ふうどについての御質問を頂いたところでございます。

地域商社阿波ふうどにつきましては、平成28年度からスタートしておりまして、御承知のとおり県、全農とくしま、JA徳島中央会、徳島県農業開発公社の4者でコンソーシアムを組んで地域商社として活動を展開しているところでございまして、この母体というかヘッドオフィスとしては、農業開発公社の中に4名の常駐職員を置きまして、統括マネージャーとエリアマネージャー3名でコントロールしていただいているわけでございます。

これまで、どんなことをやってきたかというところでございます。大きく分けて二つご

ざいます。一つは販路開拓，もう一つは生産振興というところがございます。ただ，オール徳島体制でやることについて一番重要視しているのが，マーケットイン型の産地作りということで，きちっと消費地のニーズを把握して，それに見合った商品を作っていただくように生産者の皆さんにお願いしていくことをやっておるわけでございます。実際の活動内容としては，様々な展示会に出す一方で，新しい販路開拓としては，例えば，首都圏のデパ地下に常設の販売スペースを設けていただいて，常にそこから物を売っていただくとか，それから，高級通販に徳島県産品を売るように働き掛けをして，何品か売っていただくようになっているとか。それから，もう一つは，生産者から直接，その首都圏の高級飲食店に物を届けられる仕組みというのを民間のほうで持っているわけですが，こことタイアップして，そういうところに組み込んでいくとか，実はSENDという仕組みでございますけれども，非常に日本でも今注目されている仕組みでございますが，今この取扱量は全国で5位ってということで，千葉県，茨城県，熊本県とか生産量でいくと徳島県よりも圧倒的に多い県の中に入って5位と，かなり好評を頂いているわけでございます。

一方で産地作りといたしましては，例えば端境期になる夏の初めのカボチャが全国でも不足するわけですが，そういったものを三好地区で新たに産地を作ってみたり，それから，これも首都圏でございますけれども，大手の漬物メーカーから，ザーサイが欲しいという話がございまして，ザーサイの産地を上板町に作ったり，こういう産地作りもしておるわけでございます。

以上のようなことでございますけれども，昨年度から課題解決プログラムということで，取組もスタートしておりまして，今年度は，すだち，ほうれん草の2品目について，それぞれの課題を抽出して4者が一体になって，これをどうやって売っていくか，どうやって生産振興していくかというのでも取り組んで一定の成果を上げている状況でございます。

岡田委員

説明ありがとうございます。ということは，最初にマーケットインという話がありましたけど，市場の希望に応じて産地で生産をするということで，現状，カボチャだったりザーサイだったりという取組が行われ，新たな産地が出来上がっているという話と，あと通販でいろいろ徳島県のものでダイレクトにお店のほうに出せた。流通としてレストランのお店に出ているという話で実際にいろいろな取組としてされているようなんですが，これどれぐらい収益が上がったのか。収益はどこが計算するんですか，先ほど言った母体となるところでされるんですか。

新居農林水産部次長

このコンソーシアムという仕組み上，販売については主に全農さんに持っていていただきます。それと，もちろん，全農とかJAを通さない個人の売買もございます。私どもでそういったものを含めました全てを把握するというのはなかなか難しいわけでございますが，その産地ベースの数字目標は設定しておりまして，まず平成28年度の実績といたしましては，新たに160ヘクタールの増産を図りまして，これに見合う販売金額として6億5,000万円上がっております。今年度の目標数値としてはそれにプラス66ヘクタール，販売金額で言うと5億3,000万円で，一応3か年計画としておりまして，平成30年度で累計栽培面積

として301ヘクタール増やし、販売金額としては19億6,000万円を達成しようということで今、取り組んでおるところでございます。

岡田委員

その初年度が6億5,000万円で、目標の平成30年度が19億円っていうことは、大体増える面積が倍で3倍になるという計算でよろしいんですかね。ということはそれぞれ作る産品というのはマーケットインで、大体市場の希望で作るとなかなか高く売れなくて、希望があるから作っているのだからこちらの価値を付けて売ったって、向こうは要るって言われたから買ってますよっていうやり取りだったら、高く売っていくのは非常に難しいのかなと思うんですけど、その中にあって面積倍で売上げを3倍にしようというところのキーポイントというか、何をキーワードにして3倍の19億円っていう目標をされているのかを教えてくださいませんか。

新居農林水産部次長

この販売戦略に二つ重きを置いているところがございます。一つは徳島県産品と徳島県そのもののブランディングが一つです。もう一つはやはり大阪市場ですね、私も徳島県にとりまして、徳島県の農業経済の屋台骨といえるところですが、少しずつでございますけれどもやはりシェアが低下しておると、市場の関係者の方からも、もうちょっと、例えばほうれん草を送ってほしいとか、ダイコンを送ってほしいとかいうリアルな声があるわけでございます。ですので、屋台骨を維持するためにこういった大阪の市場ニーズにはきっちりと答えていく。一方でブランディングに関しては、先ほど説明しましたターンテーブルを中心に首都圏でしっかり徳島県のをブランディングしていくというところの2本立てでやっておるわけでございます。

私がさっき申し上げた数字につきましては、年度ごとに品目とかもいろいろ違っておりました、当然、単位あたりの収益が変わってくるものもございますので、相当な積み上げなので、これがこう高くてこうなってますっていうのは、なかなか説明しづらいんですけども、これは各JAでそれぞれ数字を積み上げまして、このエリアで例えばほうれん草をどれぐらい増やします、すだちをこのエリアでどのぐらい増やします、というものを積み上げでございますので数字にデコボコがあります。

岡田委員

分かりました。何を言わんとしているかという徳島県の農水産品のブランド化というところで、ブランドってじゃあ何よっていう話であって、先ほど来の話にもありますけども、じゃあ徳島県をどうPRしていくのか、どう知ってもらおうのかっていうところで、いろいろ自分のことを考えてみると、例えば食べるものっていうのは、昔、食べたときにおいしかったからそこ食べに行きたいとか、今、話題になっているから、みんながおいしいっていうから食べてみたいとかっていうそのきっかけって、すごい簡単なんですけど、そのきっかけ作りをまずはしてもらおうための話題作りっていうので、やっぱりブランドっていうものは一つあるのかなと思います。

もう一つ、自分が食べたときにおいしかったから、じゃあ人にも勧めようかっていうそ

この個人のベースでも、クチコミの話題で販路を拡大していくわけなんですね。やはりそうなってくると、徳島県産品はこの頃それこそ通販でも買えるし、多分それをターンテーブルさんも含めてそこを狙っているんだと思うんですけど、そのこの話題づくりのためにそのクチコミしてくれる人を増やさないかんとというのが一つあって、阿波ふうどっていう名前が私は余り先行してないような気もするんです。だから一つは阿波ふうどっていう仕組みが徳島県が作ってやってる仕組みとしてあるのならば、それをもう少し広げる。阿波ふうどって何って皆が聞きたくなるような、じゃあどんなものがあるんえ、そこで何扱ってんえって、皆に興味を持ってもらえるような売り方を今されてないように思うんですね。

だから今お話を聞いているとマーケットインなので専門の方たちに専門の欲しいものを届けている。だけど一般市民の皆さんたちは、行ったレストランでこれ阿波ふうどのほうれん草ですとか、阿波ふうどから届いたなると金時ですとか、各レストランさんが売ってくれているのか、どういうふうなレストランのメニュー形成をされているのかっていうところまでは非常に弱いのかなと思います。インターネット検索してもそんなにレストランが阿波ふうど使ってますっていうような、私が調べているところが偏っているのかもしれないけど、検索に出てこないような気もするので、やっぱり徳島県の地域商社っていう名前を付けて、全て徳島県の物を販売していきますよっていうのであれば、阿波ふうどっていう、商社名とともにブランディングして行ってそれを広げていくために、今ポスターを作ったりのぼりを作ったりして県外販売に行かれていますとは思いますが。もう少しそのあたりも、じゃあそれって何えって、じゃあ調べてみよかというきっかけになる窓口となるような取組も必要なんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

新居農林水産部次長

委員御指摘のとおりですね、現状で阿波ふうどが、徳島県だけでなく全国に浸透しつつあるかって言われると、まだスピードが遅いような気がしております。これからそのためにどういう展開をしていくかということなんですけれども、これまでどおりイベントでのぼりを使ったりポスターを使ったり、阿波ふうどのロゴを藍色で統一感を出してやっておりまして、これは見た人には御好評を頂いておるわけでございます。

今後、例えば市場関係者向けにはどういうPRをしていくかということ、いろんな県産品の出荷箱がございまして。これ全農さんといろいろ協議しまして、今は、なっとくしま、というマークがその出荷箱に使われているわけでございますけれども、これをできるだけ阿波ふうどに統一していただきたいという交渉をずっとしてきました。全農さんも一応分かりましたということで御了解いただきまして、徐々にですがそういう出荷箱のデザインの統一化が図られております。

それから、先ほど委員のほうからやっぱりクチコミだというお話がございました。私達も御指摘のとおりクチコミ、より強力なクチコミであるインフルエンサーマーケティング、つまりその消費者にとってその影響力のある方にしっかり情報を伝えていくという取組につきましては、ターンテーブルをオープンしましたので、首都圏中心にそれをしっかりと取り組んでいきたいと考えておるわけでございます。

ですので、御指摘のとおり阿波ふうどが今現在しっかり浸透しておるかということそこは、まだまだ甘いなという認識は持っております。今後、いろいろ議会でも御意見いただきな

がら、新たな方策について積極的に取り組んでいきたいと考えております。

岡田委員

それともう一つは阿波ふうどを、もう少し強力にブランディングしてよってという話もさせてもらったのですが、ただね、とくしま特選ブランド品、それから徳島県でブランドと名が付く物、はっきり言っているような紛らわしい名前もたくさんあって、その特選ブランド品の中でも加工品も入っているし工芸品も入っていて、なぜか徳島と阿波っていう両方のものが混在しているっていうのがあって、徳島を売りたいのか、阿波を売りたいのか、私が聞いてても紛らわしいんです。

阿波おどりもはっきり言うて、この間、高円寺の若い女の子たちに聞いたときに、高円寺が本場ですよみたいな話をされたんですけど、阿波おどりの阿波って分かってるって私は話をさせてもらったんですけど、やっぱりその部分で徳島県は阿波と徳島って両方の名前をミックスでセットにして売るとなれば、セットで売れるようなやっぱりその戦略を立てて、徳島イコール阿波よねって知っている人たちじゃない時代もやってきているというところも見据えないといけません。当然徳島のもんやからそら阿波ふうどよねって思ってくれる人ばかりじゃないっていうことも気にしながら、それを徳島イコール阿波っていうところを、どう認識してもらえそうなブランドにしていくのかっていうのが一つの課題なんかなってすごい最近思っているところです。

これ皆さんも迷っていることではないかと思うんですけども、ブランドって、どう売ってかかっていう戦略の中にあって、同じように紛らわしい、もう一つ言うと産地それぞれで、なると金時にしても松茂美人といったそれぞれの産地でそれぞれの名前を付いてたりするし、梨にしても梨の産地によって名前が付いてたりするので、じゃあ、それをひっくるめて、阿波ふうどとしてどのように売っていくのか、また徳島県産ブランドとしてどのように売っていくのかっていうところはトータルで把握して、それを、いろんな名前があるけど、それをじゃあこういうふうブランディングしていきますよっていうことも合わせて考えていっていただかないと、それぞれ先行しているブランドもあれば、それをどのように県のPRに活用していくのかっていうような話も必要ではないかと思うので、そのあたりも一回整理してもらって、トータルに活用していける方法っていうのを考えてもらって、ターンテーブルにつなげていってもらってということが、大事なんじゃないかなって思うので、混在してて紛らわしいっていうのが一番の弱点になっていると思うので、その部分はクリアにしてもらえたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、御意見があればいいかなでしょうか。

新居農林水産部次長

委員御指摘のとおり、やはりブランドっていうのはできるだけ統一感をもってやっていく、これが消費者にとって非常にいいということで、この阿波ふうどを考えたわけでございます。

余談になりますけれども、ターンテーブルを作るときに徳島県産品についていろいろ分析もしてみました。なぜ、こんなに高品質な徳島県のものブランディングがそれほどできていないのか、あんまり知られていないのかっていうのを分析して、いろいろ調査して

感じたことは、徳島県はわりとOEM、要はそれを製品として売っている方に納入したことが多かったんですね。例えば京都のハモだとか、長野の野沢菜、奈良県の奈良漬、それから藍染めなんかは、すくもは有名ですけれども、藍染めは全国に染め師さんが散らばっているわけでございます。そういったところに、求めに応じて高品質なものを提供してきたわけなんですけど、その原材料は、どこで作られたかっていうのがこれまでPRされてこなかった。そこにきちっと目を向けて生産者であるとか、生産者のこだわりとか、そういう生産者のストーリーだとか、そういうことをきちっと説明することによって、あっそうだったの、京都のハモは徳島のハモが多かったのねとか、そういったことによって分かっていたけど、全く何もないところよりは、既にブランド化されているものの原材料が徳島県のものだったよというのを、しっかり今後PRしていくことによって、進んでいくのかなというふうに考えております。ですので、委員御指摘のとおり、物事をそうやってトータルで考えていかなきゃいけないと思っております。そこはターンテーブルを核にししながら、しっかり考えてまいります。

岩佐委員長

議事の都合により休憩します。（12時02分）

岩佐委員長

それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは質疑をどうぞ。

寺井委員

午前中に、高井委員、岡田委員から、とくしまブランド、そして阿波ふうどの話が出たわけございまして、ほとんど聞いていただいたんで、私があえて質問することもないとも思うわけございまして、ただ一つ心配なことがあるわけございまして。

今回、とくしまブランドにつきましては、岸本議員が本会議でも質問されたところでございまして、平成15年に全国にさきがけて農林水産物のブランド化ということで、もう15年がたつわけございまして。ほんとに先ほどのお話を聞いておりますと、県としてもいろいろな戦略の中で徳島のいわゆる農産物を含めて、頑張っていたらというふうにも感じておるところございまして。

現実の世界として、私も東北のほうへもよく行くわけございましてけれども、食事をしておりますと、スタチが残念ながら4分の1か6分の1ぐらいの大きさで出てきますけれども、スタチ等々も含めて名前といいますか、現物があるな、利用されてるなというふうにも感じておりまして、ほんとに皆さん方の御努力に感謝をするところございまして。

今回、阿波ふうどという世界の中で、徳島県産品を徳島というものを含めての売上げといいますか、名前を広げていく、そして商品売っていくという世界ができるわけございまして、ほんとにすばらしいとは思っております。ただ心配なのは生産現場として、ほんとにこれから大丈夫なのかというのがあります。

今日、皆さん方を見ますと、阿波藍の藍染めの服を着てこられておりまして、実は私もネクタイを締めてきておりますけれども、今日、実は上板町の七条町長の町長選の出陣式

がございまして、皆さん普通は必勝の鉢巻をするわけでございますけれども、阿波藍に染まった鉢巻を皆さんしておりまして、おお、さすがにやっぱり上板町、これから藍を推進していく町だと感心もしたわけでございます。今日は、理事者の皆さんもほとんどが藍染めの服を着ておられまして、さすがに違うと感じたわけでございますけれども、藍につきましても徳島が一大産地だと言われておるわけでございます、現実にそうなるんだろうと思いますけれども、そのほかに北海道と青森県に産地があるというふうに聞いております。しかも青森県は1ヘクタール少々だったかと思うんですけれども、現実には、この間の徳島新聞に藍のトレーサビリティーの話が出ておりまして、ほんとに徳島県のすくもで作った藍なのか、藍色なのかよく分かんないというようなことが書かれておりましたけれども、正にその青森県では、藍を乾燥して粉にして、それに化学反応させて藍染めができるような話もあると。既にもういろいろな商品を作っておるという話もありますので、これも一つ大きな脅威だというふうにも感じております。すくもで作ったほんとにジャパンプルーの色が、果たして見分けができるのかというような、そんな危機感も持っておるところでございます。これにも、これから対応していただければならないのかと、そんなふうにも思うところがございます。

実は私が一番心配するのは、徳島の名産でありますなると金時が、名前ははせておるわけでございますけれども、5年前にタバコの廃作募集がありまして、全国で約5,000ヘクタールのタバコの廃作が行われたわけでございます。特に関東では、それに代わるものとしてサツマイモが導入されております。特に茨城県におきましては、タバコを作る、例えばマルチシートをひく機械についてもよく似ていますので、簡単にサツマイモが作られるようになったということでございまして、そのときは、県が全て農家の要求どおりの作付けをさせなかったという話も聞いておりますけれども、実はこの7月末に千葉県、それから茨城県、栃木県へとタバコの視察に行きまわりましたが、そのときに行方市という街があるわけでございますけれども、そこはもう見渡す限りサツマイモの産地になっておりまして、タバコの大産地であったわけでございますけれども、もう一目すればそこは100ヘクタールでございまして、行方農協の横を通ったわけでございますけれども、日本農業賞を受賞という垂れ幕が垂れ下がっております。私のメンバーはタバコの世界の人たちばかりなんで、これどういうことなんだと聞いたら、いや寺井さん、ここはもう芋の大産地になって、いわゆる日本農業賞ももらったとこだと、こういうお話でございます。ほんとに、その一番の原因は何なのかという話を聞いたら、三者が一緒になって加工所ができた、そして焼き芋が全国に売り出されておるというようなお話でございます。ほんとに、そんな中でなると金時が果たして、地方創生の中で競争してる中で、ほんとに今の地位を維持していけるのか、頑張り抜いて、この産地はちゃんとキープできるのかという部分を非常に心配をいたしております。なると金時の現状が10年前から今までどうなるのかを、まずお聞きをしたいと思います。

新居農林水産部次長

寺井委員から、なると金時の作付け販売状況についての御質問を頂きました。まず、なると金時について簡単に御説明しますと、昭和61年ぐらいに全国にさきがけてウイルスフリー一苗といまして、ウイルスの付きにくい苗の普及が本県でも進みまして、それがもと

でなると金時ブランド化が進みまして、バブル期に向けて徐々に単価が上がってきたという状況でございます。バブル崩壊後も高い単価を維持し続けて、1993年には販売額が最高を計上し、平成20年のリーマンショック以降、若干その一時的に影響を受けたわけでございますけれども、平成27年の販売額につきましては77億円弱、平均単価で1キログラム辺り332円ということで、バブル時期の96億円には及ばないまでも高価格を維持しているという状況でございます。実は、昭和61年からの推移を見てもかなりその年によって、出来不出来があり生産量もかなり幅が毎年波打つようになってまして、今申し上げたとおり、例えば単価でいいますと、平成4年の381円がピーク、販売額でいうと1993年の96億円がピーク、販売量でいいますと平成14年の2万9,000トンがピークになっておりまして、それから見ると、若干少なくなっておるんですけども、ある程度の高水準で推移しておるといところでございます。なお、栽培面積につきましては、余り減っていないという状況でございます。

寺井委員

いろいろな波があるようでございますけれども、栽培面積については減っていないということで、非常に安心もしますがよその産地を見ますと、行方市などは、年間を通じて出荷ができるようにしている、それと加工品等々がちゃんとキープできて加工品は加工品として取り組んでいっておるといようなことがあって、作った農家が非常に安心をして、サツマイモを栽培しているところがあるわけでございます。実は、私、鳴門市大津に叔母がいて、そこ1町ぐらいのサツマイモを作っておるんですけども、その家は、昔は商売をやった家でございますので、いわゆる商売っ気があって農業をやっている世界で、上手に芋を売っているわけです。その人の話を聞きますと、今、現実に鳴門市でサツマイモを里浦から大津も含めてたくさん作っておるわけですけども、みんながみんなもうかってないというお話も聞きます。そういう中でせっかく作ったものが、貯蔵も含めてさっきも言いましたようにキュアリング等をやりながらよそはやる中で、こっちは5月ぐらいいまでは出荷をしておるようでございますけれども、そんなのができてるのかと。もし、できるならばですね、農家が本当にサツマイモの1本までが全部ちゃんと売れるようにできるものなのか、そういうことについてちょっとお聞きしたいと思います。

吉田アグリサイエンスゾーン上席推進幹

ただいま、寺井委員のほうからなると金時の周年供給体制が整っているのかという御質問を頂戴いたしました。

なると金時につきましては、早掘りが、近年では7月ぐらいにさぐり掘りから始まりまして、9月から10月にかけて総掘りと言われる収穫をして、その後、貯蔵庫において貯蔵した後に次年度の4月頃まで各産地に出荷してございます。その後5月、6月頃までにつきましては、やはり遅く掘った産地の、例えば松茂町の産地でございますとか、徳島市の川内町でございますとか、そういった地区が6月頃まで出荷いたしまして、新年度の早掘りの7月とそれから貯蔵品で6月まで出荷するというふうなことで、周年供給体制が整っていると考えてございます。

寺井委員

今、お聞きしますと一部7月ぐらいいまで出荷してるというお話であるわけでございますけれども、1年間出荷するというのは、非常にほかの市場に向けてもインパクトのあることだろうと思うし、買う側にしてもやっぱり安定して物が入ってくるというのは、非常に好まれるんじゃないかというふうにも感じるわけでございます。これにはというんではないんですけど、実は茨城県のほうでは、3者といいますか、民間それから県、それから耕作者も含めて出資をして、加工品を作るようなことをやっておるわけでございますけれども、徳島にも有名になってるサツマイモの加工メーカーはあるんでしょうか。お聞きしたいと思います。

山本輸出・六次化推進室長

ただいま、寺井委員のほうからなると金時の加工についての御質問を頂きました。

御承知のようになると金時につきましては、食感とか味が非常にいいということで、以前からお土産物屋さんとか、あるいは料理店への仕向けというのが盛んになってるかと思えます。なると金時については、特にスイーツとの相性が非常にいいということで、県内は菓子メーカーなどと、これは直接的に6次産業化ということではないんですが、2次産業とのマッチングということで、早くからスイートポテトなどへの仕向けが行われております。

また生産者自ら作られたなると金時を、スイートポテトへの商品展開とか、あるいは裾物とか規格外品をチップス状態にした新しい商品開発をされている若手農業者グループなども出てきております。ですから青果で出荷されるだけじゃなくて、そういう加工業者との連携、あるいは自ら商品開発に取り組んでおられる生産者の事例も見受けられるというところでございます。

寺井委員

そんなに大きな専門の人たちはいないということでしょうかね。だけど、いろいろとスイーツを含めて、6次化を目指したような世界で頑張ってるっていうのをお聞きしたわけでございますけれども、実は私のタバコの世界でございますけど、茨城県の、今は組合長を辞めてるんですけど、元組合長さんで、今干し芋だけで1億円水揚げしてる農家もいるんですよ。サツマイモの干し芋、多分、なると金時じゃない品種ですけども甘い。そういうことも含めて、最後までほんとに1本までちゃんと売れる世界ってのは非常に大事なことはないかと思えますし、もし、加工するような大きなメーカーでもあったら連携をして、そういうふうに進めていってほしいと思うところでございます。

もう1点、サツマイモの件でございますけれども、御存じのとおり徳島のなると金時は、海砂を使ってやると非常に赤く、そしてすばらしい、おいしいサツマイモができるという話は昔からよく聞いておるわけでございますけれども、最近、大津の組合長さんから、寺井さん、海砂が取れるようにはできないのかと、こういう話の中で、徳島ブランドとしてこれからも徳島のなると金時を売るに当たって、それがほんとに理想の形であるならば、地方創生の中で競争していかなければいけないときに、それがうまく利用できる方法というのは対策を含めて何かあるんでしょうか。

新居農林水産部次長

今、なると金時の手入れ砂の御質問を頂いたわけでございます。

皆さん、御承知のとおりでございますけれども、海砂については、昭和53年に県内の海砂が採取禁止になって以降、県内では海砂は採れなくなったというところでございます。

ただ、なると金時は全国でも珍しい砂地で栽培されるサツマイモということで、非常にブランド化されておりまして、手入れ砂の重要性は、私ども十分認識しているわけでございます。海砂が採れなくなったから、どうするのかということで、吉野川の川砂を農林水産総合技術支援センターでも分析いたしまして、一応、これまで使ってきた海砂と、組成成分だとか粒径、若干やっぱり川砂のほうが大きいんですが、大きさが似ているということで、国土交通省のほうにも働き掛けて吉野川の川砂が使えるようにしました。これまでは用途規制が川砂にかかっておりまして、それをお願いしてなると金時、大根、ラッキョウ、これのみに使わせていただくことにしておりましたけれども、今年度からは、そういう用途規制も国土交通省のほうを外していただきまして自由に使えるようになったというところでございます。ただ、そうは申しましても、農家さんからは、そういう措置はしてくれてるけれども、やはり海砂が使いたいという声がたくさんあるのも、私ども十分承知しておるところでございます。これを抜本的にじゃあどうしていくのかと、これは県土整備部も絡むことなので、一概には申し上げられないわけでございますけれども、例えば昨年度、吉野川の一番下流に高速道路の橋が架かろうとしてますけれども、あそこの橋桁の砂を、本来は砂は陸上げしたらいけないんですけども、工事の都合であれば陸上げして処分できるというお話も聞きました。それを使えないかということで、いろいろ検討もさせていただき、NEXCOさんも使っているよということで提供していただけることにはなったんですが、最終的にはやはりコストの面でなかなか合わないということでございます。私どもも海砂を諦めるわけじゃなくて、ああいうスポットな話があれば農家さんに提供できるように、今後もしっかりと情報収集をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

寺井委員

海砂につきましては、ミネラルが非常に豊富だということで、サツマイモだけでなく、例えば坂出の金時ニンジンとかいろいろな方法でそれを利用したものが栽培されておるようでございます。

特に、これからは本当に地方創生の中でそれぞれ各県が競争していくことになります。先ほども言いましたように阿波ふうども含めてですね、日本全土に戦略を練って徳島県産品のブランドを、大いに利用されるように世界を作っていくかなければいけないと思います。

やっぱり海砂もなかなか厳しいというお話はありますけれども、それは本当にいいということで、鳴門の海のほうでも、ある人に言うと、ワカメが生えてきてるのをみんな魚が寄ってきて食べる、そこにはいっぱい砂があるんだと。こういうようなお話も聞くわけですし、これからは機会を捉えるごとに、しつこく海砂を利用できるような方法を頑張っていたいただければと思っておるところでございます。

厳しい時代の中で徳島ブランドが更に輝くように、そして、他の産地のブランド品が徳

島ブランドに追従しないぐらいのすばらしいものを作っていただきたいし、そういう展開ができるならば、非常に有り難いというふうに思っておるところでございます。

一つ、そういうことも含めて今後とも御協力を頂き、農家の皆さん方が、本当に芋、例えばサツマイモを作って、しっかりと農業経営ができていく世界を作り上げていただきたいと思います。

長池委員

午前中の議論の中で、地籍調査の件が出ましたので、私も以前から気になっておることを質問したいと思います。確認なんですけど、今、高井委員の答弁の中で、県では35%ほどの進捗状況とありますが、これは具体的に何が35%なのか、境界を決めないかん箇所が全体の35%なのか、面積とか境界線の距離なのか、その辺り何が35%進んでおるのかを教えてください。

國安農山漁村振興課長

今、委員から、地籍調査の進捗率に対する数値の根拠の御質問がありました。

全国においても定めていますが、徳島県も要調査面積というのを定めております。その要調査面積につきましては、県の面積から国有林とか天然の湖沼等を引いた面積が要調査面積となっております。徳島県におきましては、その面積が3,830平方キロメートルございます。このうち平成28年度末の調査済み面積が1,371平方キロメートルであり、その割合が35.8%ということになっております。

長池委員

3,830平方キロメートルってすごい面積なんだろうぐらいしか分かりませんが、県の全体の要調査面積というのがあるということでございます。それに対して本年度、約10億円の予算を県が付けておると。これ全部県なのか、そもそも県の事業なのか、どこがやっているのか、多分、市町村が主体的だと思うんですが、それに対してどのくらいの割合で県が負担しよんかとかいうのを教えていただきたいと思います。

國安農山漁村振興課長

今の地籍調査の負担割合等の御質問を頂きました。

地籍調査の事業費に対する補助率につきましては、国が50%の補助、県が25%の補助を出しまして、残り25%は市町村の負担となっており、事業主体は市町村でございます。

長池委員

分かりました。なかなか35.8%を進めていくには、やはりお金もかかる、国も出し、県も出し、市も出しということで、進んでいけない理由も午前中、そういうお話もありましたが、それではいかんということで県も予算を増額しており、もう一回ちょっと確認したいんですが、そもそも地籍調査自体、何のために必要なのか、国も県も市もお金これだけ出して、地籍調査をしていく理由といたしますか、逆に35%しかできてなくても、そんなに世の中、困っておるのかどうか。困っておるからしているのか、困ってないけどもしてい

るのか分からんのですが、そのあたりを、理由を教えてください。

國安農山漁村振興課長

午前中の、高井委員の御質問の回答と重なるところがございますが、地籍調査というのは、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査しまして、境界の位置と面積を測量する調査でございます。それで地方公共団体が行います公共事業の計画の策定とか、用地買収の円滑化、さらに、大規模な災害が発生した場合の災害復旧の早期着工とか効率化等に役立つということで、その基礎となる資料作成のために、この事業を実施しているところでございます。

長池委員

確かにきちんと決まってないと売買できませんし、特に国や県や市道を作ったりするときに境界をきちんと決めないかんというのは、素人の私でも分かります。そういうときに確定させて売買していくんだと思います。

さらには、おっしゃっていただいたように、災害時、津波とかで流されたときに復旧するときに、やはりそういうのがきちんと決まっておらないと、どっからどこまでが誰その土地とか、県の土地、国の土地というふうなのも明確にしておいたほうが復旧速度も、早いんだろうなあというのは、もちろんイメージできまして重要なことだと思います。

そこで、現場の混乱を聞くことがありまして、基になる部分で、公図という公の地図なんですけど、公図に赤線や青線、水路や里道が引かれておって法定外公共物っていうんですか難しい言葉で、管理はしてないけどもそういうのがあると。それが今は実際もう家が前から建ってるとか、そんな道そもそも大昔、死んだじいさんの頃あったような話があるようなもので、知らん間にどっか取り込まれとったりとか、上に何か建ってしまっていたりとか、水路の場合は実際、家を建てるときに、この水路をよけて作ったんで下にはもう水路は走ってませんよ、みたいな場所が結構あって、そういうときに地籍調査をこれから進めていく上でそういうのをどうするのかということでもあります。

聞くところによると、その赤線・青線は昔は国の所有だったみたいなんですけど、今は市町村になつとんですかね。そのまま残そうとする、残すたって地図上で残すんじゃないんで、地籍調査の結果に残そうとするんで赤線・青線も、幅も決まっているらしいです。私、よく知らんのですが、これ以上のものですよってね。だから現況に全く合っていないような場合に公図の変更とか、そういうのは県とかは、どういうふうに取り扱うのか。この地籍調査の実施に当たって、この赤線・青線の取扱いっていうのは、どうお考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。

國安農山漁村振興課長

今、地籍調査における赤線・青線の取扱いについての質問を頂きました。地籍調査の作業の中で、境界を挟んだ土地所有者に双方の合意の上で、土地の境界を確認してもらうという作業がございます。これは土地所有者など関係者に現地で登記所にある公図等を元にした資料を作成しまして、自分の土地の範囲を確認してもらうという作業でございます。

今、御質問のありました赤線・青線につきまして現在は市町村が所有しておりますが、

調査におきましては、赤線・青線の境界を決める場合は、市町村の方が立会をされます。それでその立会に当たり市町村が自分の所有権の根拠となる図面等を持ってきて、それで隣接する土地の所有者の方とお話をしながら境界を確定していく作業が行われていると考えております。

長池委員

今、問題はですね、公図を基にというのが先に来るんです。見に行つて現場を基にじゃなくて、あくまでも公図が基本になってるんです。ただ、公図っていうものが、また昔の話でございましてね、そんなに技術精度が高いと思えないような時代のものであったり、実際はその部分で地域でもそういう水路とかの管理をしておる人たちが、これは使わんからええわつとということで、地域で埋めてしもて駐車場にしとったり、いろいろと事情がある中で、公図を優先させようとするとその地域だったり、また、その立会の際にもめるんですね。私は、そもそも地籍調査を何でするのかということ、売買であったり、更にもっと目標としてはその災害時であったり、そういうときのしっかりとした資料を後世に残すための現地での調査でありましてね、あくまでも古い地図の調査ではないんです。古い地図の線を鉛筆で引いとんをボールペンに直すやいう、ほういう作業違うんです。そのものを現状がどうなっているかを調査して、それに合うような方向性、それは法的な根拠もいると思いますし、例えば無断で占有しておったところに対しては、法的処置を執る必要もあるんでしょうが、少なくともこれ後々それをもとに世の中が回っていくわけですから、現状をしっかりと取り入れた、そういう方向にいかないと土地の売買やらをしていく上で、例えば、ずっと子供の頃から生まれ育つた家の下に実は線が入つておつて、これ売つてあれしようと思つても実際は売れんわとかね。そういうことになってきとるみたいなんです。しかも、その災害といいますと、津波で家が流された、若しくは、崖崩れで家が倒壊したと。じゃあ更地に直しますと、そこにまた家建てますとって建てようとしたら、ここに真ん中に青線が入つとつて、実はここの土地は家を建てられませんやいう状態になるんですね。

ですんで、そこを丁寧にやるための予算なら私は付けるべきだと思うんですが、そういう方向性でいつてほしいと思うんですが、県としてはやっぱり、公図が基本で公図は動かしたらいかんという立場なんではないでしょうか。どうなんではないでしょうか。

國安農山漁村振興課長

今、地籍調査におけます赤線・青線の取扱い、特に公図にあつて現地がない場合はどういうふうに対応しているのかという質問を頂きました。

赤線・青線は市町村が所有します法定外の公共物と言われております。これにつきましては、用途廃止をしまして払い下げ、若しくは、付け替え等の手続が可能と考えております。それで地籍調査におきまして、例えば委員のほうから言われました公図にあつて現地がないとか、若しくは、建物が建つているとかいう場合はどういうふうにするのかにつきましては、Q&Aというのが出ておつて、それを見ますと「公図に表示してあり現地にその形跡の存在しない場合においては、仮に里道、水路が機能上その効用を果たしていない状態であったとしても関係機関の里道、水路としての用途廃止の手続がなされていない

い以上は、地籍調査上の事務処理としましては、いまだ当該地に里道、水路が存在するものとして扱う」というふうに書いておきまして、やはり公図を優先していくと。地籍調査の事業の中では公図を優先して作業を進めるといふふうになっておりますので、これで進めているところでございます。

それで、どうしても、赤線・青線の所有者と隣接する土地の所有者の境界が合意しない場合につきましては、そのエリアについては筆界未定地ということで地籍測量上は処理をするようになると考えております。

長池委員

場所によったら、空中を飛んだるようなもんもあるそうですわ。これどうみても公図上、現状を見るとこのあたり走っとうぞみみたいな場所があるようです。昔とそのエリアの形状が変わっとなでしょうね。いざ、地籍調査で現地に行って空中走っていても残すという答弁でした。だから現場は混乱するわけですよ。私も一般質問の中で規制改革についてちょっと御質問をさせてもらいました。一般質問のときは、保健所の品目とかで言いましたけども、規制改革っていうのは、全てにおいて今の時代にあった規制でないと余り幸福な結果を生まないですね。ですので、国が決めていることであれば、是非、国に提言してほしい。現場はこんだけ混乱しとんじやっていうことを提言してほしいんです。そんなない道や水路を残さなあかんような話を、皆さん子や孫に残すんですか、年間何十億円も税金使ってそんな負の遺産を作るんですか。実際これ負の遺産です。土地持っている人やってそう思います。子や孫に金は残せんけど、土地だけはって言うて残そうと思ったら、自分の家の境界がはっきりしていないんです。筆界未定やありもせん道や水路があるってことで、そんなもんを残すんですかということ。皆さんはどうか分かりませんが、結構そういうことで苦しんでいる人が現場にいるんですね。それは、今、私の説明で想像つくでしょ。想像つきませんか、こんな人ほんまにおるんかって思いますか。やっぱりそういうことを県でできることを市町村の事業主体でできること、また、それでもできんかったら国へ提言するぐらいでないと、値打ちのないお金をどんどん使っていることになります。そういう税金の使い方ですから、今、マイナスのお金の使い方してますよと、私が指摘しよんですけどもそれに対してどんなんですかね、前のほうの人どないに思います。担当部局これ以上答えようがないと思うわ。提言してくれるで。

川合農林水産基盤整備局長

ただいま、長池委員のほうから国土調査の進め方、それから現状を踏まえた在り方とといったようなことについて御質問を頂戴しました。

担当課長のほうからお答えしましたように、この事業につきましては、先ほどのようなケースがある場合には、取扱いについては国の指針と申しますか、Q&Aと申しますか、これが指針とされておるわけでございますので、まずはそれを踏まえつつということになるかと思っております。ただ、御指摘いただきましたように現場っていうのはやはりいろんな状況があるかと思っております。従いまして、法定外公共物に関しては現在、市町村の管理ということになってるわけでございますけれども、その法定外公共物が現状、今どういう状態になっているか、それがあることが、その機能として確保することが必要なのか。それか

ら、現在も機能そのものがないということで用途廃止ということもあろうかと思しますので、この辺もしっかりと踏まえながら現場の個々のケースには対応することも必要であろうかと思えます。また、そういったことも全体として踏まえて、住民とのやり取りなどにおいて、機会があるごとに現場の事情も伝えて、効率よく事業を進めていけるように県としましても努力をしてまいりたいと考えております。

長池委員

これ、もともと国のものだったものを平成17年に、地方分権という言葉がはやったといえますか、その一つで法定外公共物は、もう各地方自治体におまかせしますよというやつだったように思います。間違っていたら指摘してもらっていいんですが。だから、勝手にしていいはずなんですよ。地方分権ですから自分やで。ほなけど、そこに国がQ&Aか何か知らんけど公図は残しなさいみたいなんをいうのがおかしいんであって、この一文を取り下げてくれっていうことぐらい提言してください。県のほうからこっちでやるわいって。ほなけど、公図残せっていう経緯が私もまだ理解できませんので、このことはもう少し議論を深めないかなのかなあと思えます。私も高井委員の言っているのを聞いて思い出した浅知恵でございますんで、これ以上強くは言いませんし、偉そうなことは言いませんが、実際少なくとも現場では混乱してます。負の遺産を作ろうというふうになってしまっていることだけは強く言いたいと思しますので、是非、そのあたりを今後も引き続き協議していきたい、また、皆さんからお知恵をお借りしたいなと思えます。

あと1個だけ。外部団体の基金等の設置状況についてというのがありまして、私も余り今まで外部団体のことよう知らなかったんで、ようけあるんやなとか、これだけなんかと、どっちもどっちなんですが見ました。農林水産部に関係するのは15番からとお聞きしましたが、これ多分、県民も余り知らんのんだろうなと思えます。私もよう知らなかったぐらいですから、県民も知らん中でこういう一覧表が出たときに県民が何を思うかですね。ようけお金がいきょんなどまず思うと思えます、それは中身が返ってくるお金もあるし、そんなに全部無駄遣いとは言わんのやけど、県民目線でいうと、あ、ようけお金いきょんやな、ようけ基金あるんやなと思うと私は思ってます。それも事前に国の制度に基づいてということなんで、私は別にお金の金額の大小とか、そういうものはここでは言いませんが、一つ県民目線で確認しておきたいのが、県民てこんなんを見ると、また天下り先とか何かそんなふうを感じるんですね。端的に聞きます。天下り、いわゆる県民、市民の天下りの言葉の定義としては、県のOBとかが再就職先として席が決まっておって、しかも、2年や3年で退職して退職金をようけもらうみたいなのが天下りというイメージなんですけど、特にこの中にはそういうのは入ってませんよね。どうでしょうか。いや、ないってすぐ言うてくれたらいいんやけど。

岩佐委員長

小休します。（13時49分）

岩佐委員長

再開します。（13時50分）

小笠農林水産部長

ただいま、先ほどの外部団体に県のOBが就職してないかというふうな御質問を頂きました。所管が我々でないところもありますので、調べさせていただいたんですけども、19番で、畜産協会のほうに獣医師の資格を持つ職員が雇われていっているというケースはございます。それと御質問の中で、いわゆる天下りの定義ということでおっしゃったんですけども、退職金についてはそれぞれ退職後、就職したところからはもらっていないということになってございます。そういった意味から言えば定義からは外れますけれどもOBがいないかという御質問については、そういうことになろうかと思えます。

長池委員

いや、そういう獣医師の方が行っているというんは私は別に天下りと思ってませんし、要は世間一般の人が、こういうんが出てきたときそうちゃうかと言うんに対して、私はほんなんないよと言いたただけでございます。この農林水産部の関連のところ別にポストがあって1、2年おったら何千万円も退職金をもろうてっていうふうな天下りは、そんなないですよと、どちらかというんそう言った獣医師の方がOBになっても知識と経験を生かしてという形での再就職はあるけども。そういう説明を県民にしたいために聞いたんであって、皆さんをいじめようとか、そんなわけではないんですが、そういう視線があるということも踏まえて襟元は正さないかん、李下に冠を何とかと言いますけれども、そういう意味であえて質問させてもらって、ないということでありましたんで、良かったなと思えます。

岩佐委員長

お疲れのところ、委員長が質問するのもどうかなといつも思うんですけども、今ちょうどタイムリーといいますか、基金の話が出てきた上で長池委員の話もあって、肉用牛の安定化対策特別事業の関係から、畜産の振興について質問をしたいと思います。

それこそ、昨日ぐらいの農業新聞でちょうどあったんですが、肉用牛安定特別対策事業、通称牛マルキンって言われるものなんですけども、これが先ほどの話で昨年度、9,300万円の補助というか交付金があったという話だったんですけども、これが今年度も発動されるんじゃないかという新聞記事がありました。要は粗収入に対して経費がかかり過ぎて自分のもうけがなくなった場合にその差額分の、今のところは8割みたいですけども、それを補填してくれるっていう制度ではあるんですけども、実際、今後の見通しとして牛マルキンというのが発動されるのかどうか、まずお願いします。

粟田畜産振興課長

ただいま、委員長のほうから今後、牛マルキンが発動されるかどうかということで御質問を頂きました。現在の牛マルキンの状況でございますが、今年の7月、肉用牛経営安定対策特別事業、こちらにおきまして試算が行われております。それによりますと肉用牛の場合、1頭あたりの粗収益が123万8,000円。これに対しまして、生産コストのうち大半を占める素畜、つまり子牛でございますが、子牛の価格が全国平均で68万9,000円というふ

うなことで大半を占める状況になっております。どの畜種でもそうでございますが、生産コストが高くなりましたら収益率が下がります。農家におきましては、これは非常に重要な課題となってまいります。この子牛の価格につきましては、依然、高止まり状況が続いておりますので、今後の見通しにつきましてはなかなかしっかりとすることは言えないところではございますが、牛マルキンの発動の可能性もまた、十分にあるというふうに考えている次第でございます。

岩佐委員長

今、言っていた1頭あたり半分ぐらいの経費として素畜、子牛の値段が上がって高止まりになっているという話なんですけども、実際私の知り合い、同年代ぐらいの肥育農家さんがいて、本当に10年もうちょっと前かな、ずっと子牛の値段が上がってきていて、そこが経営に大きな影響を与えているという話を聞いておりました。こんな話もあったし今回、基金の話で牛マルキンの話が出てきて、その友達にも連絡取って入るとるで話をしたら2件とも加入をしていただいていたいました。実際に経営をしていく上で、あてではないんですが、何かあったときに頼りになるっていうふうな話でもあるので、この牛マルキンであったり、子牛の値段が今高いんで子牛の補助っていうのがないっていうのは当然な話なんですけども、そのいざという時のために、経営安定化のために牛肉だったら4分の1ですかね、県が10分の1っていうことだったんで、それだけ自分でも拠出をしながらの備えであるという認識なので、この安定化対策事業っていうのは本当に農家としたら有り難い事業なんだなと思ってます。その中で今も話にあった、子牛の値段が上がってきているっていうのが、本当に現場の農家の意見としてもそれが課題だと聞いているわけなんですけども、その中から子牛の値段を下げるっていうことが、なかなかできないっていうところで、その友人のところも1件はそうだったと思うんですけども、今までは子牛を買ってきて育てて出荷をするというのに加えて、自分のところでも繁殖を始めようっていうような考えもあるようなんですけども、その辺、県として今後の畜産、肉用牛に関しての経営の方向性っていうのを考えていらっしゃいますでしょうか。

栗田畜産振興課長

ただいま、委員長のほうから今後の肉用牛の肥育に係る今後の展開につきまして、県の考え方について御質問を頂きました。特に肉用牛につきましては、できるだけ生産コストを下げて収益率を上げるのが非常に重要なところで、特に中小規模の畜産農家につきましては強く求められているところでございます。

これにつきまして、いろんな手法がございますが、そのうちのひとつといたしまして、もともと子牛が高く、その子牛そのものを繁殖させて肥育につなげる、いわゆる、繁殖肥育一貫経営も県としては推奨しているところでございます。ただ、この繁殖肥育一貫経営につきましては、繁殖の部分でなかなか技術も必要になってまいります。例えば、受精卵移植でございましたりとか、妊娠鑑定でございましたりとか、こういったところにつきまして専門的な知識と経験が必要になる場合がございます。こういったところにつきましては、現在、家畜保健衛生所の獣医師職員が中心となりまして、農場のニーズに応じましてそういった技術支援の対応をしているところでございます。今後とも、そういったニーズに応

じまして、農家の収益率アップのために、きめ細かく対応してまいりたいと考えておるところでございます。

岩佐委員長

県としても繁殖プラス肥育ということを推奨するという方向性ではあるんですけども、今の話の中でも、繁殖を行うときにやはり農家さんとしたら、発情の兆候をつかんだりとか、出産の時期とかでも、今までの肥育のみっていうのに加えての労力というか、気を使わなければいけないことっていうのも増えてくるように思います。その中で、獣医師さんの役割っていうのも重要になってくるんですけども、さきの代表質問の中でもありました、獣医師不足というところもあるんですけども、現状、例えば、肥育プラス繁殖っていうのを進めていく上で獣医師不足っていうのは今、問題はないんでしょうか。

粟田畜産振興課長

ただいま、委員長のほうから今後の畜産振興に係りまして、獣医師の確保についてどのように考えているかという御質問を頂いたところでございます。現在、家畜保健衛生所には32名の獣医師職員が在籍しております。この獣医師の方々につきましては、事務の効率化、事業の円滑化を図りまして、現時点におきましては、県内の各農場におきましてサービスの低下を招くことなく、支障のないように対応しているところでございます。ただ、今後、こういった受精卵移植でございましたりとか、その他の家畜診療といった業務もまた増えてくるかと思えます。そういった将来の新たな業務に備えまして今後とも獣医師職員を確保していくということは、非常に重要であるというふうに認識しているところでございまして、私どもといたしましては、これまでもその採用につきまして、年内に複数回の選考採用を行ったりとか、またあるいは、獣医学科のあります大学にリクルート活動を行ったりとか、あるいは初任給調整手当の対応を全国トップレベルに引き上げたりとか、こういった形で獣医師確保に努めてるところでございます。今後とも県内の畜産農家に対しますサービスが低下しないように、私どもとしてもしっかりと取り組んでまいりたいとこのように考えているところでございます。

岩佐委員長

獣医師不足、今後に備えて公務員獣医師の拡充というようなことであります。今の流れとしては、どうしても小動物のほうに流れてしまう傾向があると思うんですけども、しっかりといろんなリクルート活動等をしていただいて、大動物である公務員獣医師の確保というのは同時に進めていただきたいというふうに思うわけであります。

それとですね、その経費の中で子牛の値段がほとんど半分以上占めているということなんですけども、子牛を買ってきてそこから肥育をしていく。出荷するまで当然、飼料が必要にはなってくるんですけども、その今経費において全体においての飼料代、エサ代っていうのはどれぐらいの割合を占めていますか。

粟田畜産振興課長

ただいま、委員長のほうから飼料代に係ります御質問を頂きました。これにつきまして

7月に試算されました牛マルキン事業におきまして、肉用牛1頭あたりの生産コストは114万2,721円でございますが、それに対しまして、全国平均で飼料費は28万3,000円、約30万円というふうな費用がかかっておりまして、これもやはり経営を圧迫する一つの要因になっているというふうに考えているところでございます。

こういった問題につきまして、県といたしましては、飼料の自給率を上げていくというふうなことが重要ではないかと考えておりまして、今後とも耕畜連携で、できるだけ飼料自給率を上げていくということに取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

岩佐委員長

耕畜連携ということで、その飼料代が今30万円ぐらいかかっているということで、これも以前、寺井委員が話をされていた飼料用米を入れるというふうなことで、例えば、飼料用米を入れるとコストっていうのは下がっていくものなんでしょうか。やっぱり、逆にこう上がるものなのか、その辺をお願いします。

栗田畜産振興課長

ただいま、飼料の配合率につきまして御質問を頂きました。端的に申しますと、飼料用米をたくさん投入するという事は、実はなかなかできないところがございます。と申しますのも、それによりまして栄養の組成も変わってまいりますし、また食べやすさや、食べにくさ、こういったものも出てまいりますので、その部分につきましては、各畜種におきまして食べやすく給与しやすいような配合割合で飼料用米、あるいはWCSを使っていくというふうなところが肝要ではないかと考えているところでございます。

岩佐委員長

農家側としても飼料用米っていうのが作業の平準化ではないのですけども、通常のコシヒカリ、食用米であれば作業が1日、2日に偏ってしまうんですが、それがWCSであったり飼料用米っていうことで耕畜農家にとってもメリットはあるかと思うんで、それと連携しながら全体のコストが下がるような取組をお願いしたいと思えます。

その友達に話を聞いてて牛マルキンについては、本当に有り難いんだっていう話もあつたんですが、それ以外に畜産農家の意見として国の制度ですかね、畜産クラスターとかいろんな補助があるんでないでってことを聞いたら、それも50頭以上ぐらいのある程度大規模な畜産農家じゃないと対象じゃないっていう話なんですけども、そこらは実際、それは正しいんでしょうか。

栗田畜産振興課長

ただいま、畜産クラスターにつきまして御質問を頂いたところでございます。畜産クラスターにつきましては、単に畜産農家だけではなく飼料メーカーでございますとか、あるいは、薬のメーカーでございますとか、いろんな業種の方々が一緒になって、地域におきましてその畜産を振興していこうということで国のほうで、大体毎年、補正予算で対応していただいているところでございます。何頭でなければいけないというふうなものは、あるわけではございませんが、どうしてもそういった複合体で進めていくということを考えま

して、ある程度の規模は必要になってくるというふうに考えておるところでございます。

岩佐委員長

畜産農家の規模であったり、当然それは、地域性も出てくる話だと思うんですけども、私の知っているのが肥育農家さんで、知り合いも始めて20年ぐらいになるんですけども、今までも病気が出たりとか、いろんな風評被害とかあったりしたんですけど、なかなか経営自体が年によっては違うんでしょうけど、かなりしんどいようなところもあります。なかなかやめられないというんですかね。子牛を買ってきて何年か何百日か飼育していつて、それで売上げを上げるわけっていうこともあるので、親友の知り合いは後継者なんですけども、なかなか自分の子供には継がせられんよってっていう意見も聞きます。

その中でも県としても畜産の出荷頭数っていうのも目標には掲げて、今その目標は阿波牛に関しては達成しているのかなと思うんですけども、今後これからまた、出荷頭数とか目標を掲げていくに当たって、先を見た畜産の振興というのもしっかりと力を入れていただいて、そういう使いやすいつていうんですか、大規模農家っていうのは、何とか回っているとは思いますが、中小規模の農家も多いという話だったので、そういうところにも使いやすいような、国の補助等においても、中小規模農家をしっかりと守っていくようなことに対してまた、提言なり県としてもできる県単のものっていうのを考えていただけたらと要望して終わります。

岩佐委員長

ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第11号、議案第12号、議案第13号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（14時12分）